

**令和4年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略
鉄道施設跡地利用計画プレゼンテーション資料作成業務委託
公募仕様書**

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和4年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 鉄道施設跡地利用計画プレゼンテーション資料作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下、「まちづくり戦略」という。）を令和2年3月に策定した。まちづくり戦略で位置付けられている「戦略Ⅱ：拠点機能の立地促進」では、貨物駅跡地を防災公園として整備することを候補としている。

本業務は、防災公園の整備のための計画検討や関係者間協議、周辺住民及び一般市民への事業説明において、事業の具体化を効率的に示すため、令和3年度に委託者が作成したバーチャルリアリティ（以下VR）データを基に、令和4年度に開催される中心市街地まちづくり戦略会議ワーキンググループ（以下WG）等で提案された検討案をVRデータ上に反映させ、プレゼンテーション資料に活用することができるよう、VRデータを更新することを目的とする。

(業務対象範囲)

第3条 本業務の対象区域は、別紙1に示すとおりとする。

(業務内容)

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

1. VR作成業務

(1) 計画検討案VRデータの更新

令和3年度に委託者が作成した貨物駅跡地計画のVRデータを基に、今年度に3回の開催を予定しているWG等で検討される内容について、更新作業を行うこと。

業務委託契約期間を通して、委託者の要望により、VRデータの更新作業を行うこと。
先進事例を参考とした独自の提案をすること。

(2) 新車両基地の計画案データの更新

令和3年度に委託者が作成したVRデータを基に、新車両基地及びその周辺道路について、計画案データの更新を行い、VR上での切り替えにより、計画案の比較検討をできるようにすること。

(3) 将来計画イメージ動画の作成

上記項目で更新したVRデータを基に、動画の新規作成を行うものとする。動画の作成は、常時VR上でルート設定も行え、mp4形式などの動画データとして提出すること。

2. 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。協議終了後遅滞なく議事録を作成し、事務局の確認を受ける。

なお、打合せ協議は、初回、中間1回、最終の計3回を想定する。

(性能要件)

第5条 本業務で作成するVRの性能は、次のとおりとする。

(1) 空間レビュー性能

- ①全体掌握のための鳥瞰飛行及び利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ②計画案（複数）を入れ換え対比させる比較検討機能
- ③VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- ④日影の動的変化を連続的に表示できる機能
- ⑤空間内の任意の地点に樹木や建物ボリューム、添景物などを配置することができ、次回起動時にそれらを再現可能な機能
- ⑥将来的にHMD（ヘッドマウントディスプレイ）などの3D体感装置により空間再現ができるコンテンツとすること。

(2) プレゼンテーション性能

- ①説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能
- ②シナリオのあるプレゼンテーションに対応する自動走行（アニメーション）機能及びそのルートの設定機能
- ③定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ④VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能
- ⑤任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ①制作されたVRはWindows環境にて起動できること
- ②オフライン環境で起動できること
- ③VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ④利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ⑤関係各所に容易に配布できること
- ⑥アプリケーション内で設定したアニメーション動線や視点位置を他のPCと共有・編集できること
- ⑦関係者が自ら取り扱い可能かつ操作しやすいアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータとは異なるコンテンツを作成すること

(4) 継続的使用性能および多様な検討事項に対するコンテンツ拡張性機能

- ①プラン比較検討など計画の進捗や公開のタイミングに応じてデータを修正更新、公開説明を可能にすること。
- ②本計画のみならず、今後沼津市が計画する都市整備などの検討の際に本VRデータを基盤データとし、3Dデータ・プログラミングの追加によってアプリケーションの根幹を変更する

ことなく検討機能・項目を追加できる拡張性を保有し、継続して使用できる仕様であること。
③必要に応じたシミュレーション機能などを追加可能であること。

(準拠する法令等)

第6条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 駐車場法
- (7) 静岡県業務委託共通仕様書
- (8) 沼津市業務委託契約約款
- (9) その他関係法令等

(作業計画)

第7条 受託者は本業務を実施するにあたり、すみやかに、業務計画書、工程表を提出し、承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第8条 業務遂行のために必要な資料等について、委託者が保有するものについては貸与する。

(成果品)

第9条 本業務に伴う成果品は、VR コンテンツ及び動作に要するソフトウェアとする。
あわせて本業務で作成した3Dモデルデータおよびテクスチャ画像も提出すること。
※CD等電子媒体で提出すること。

(疑義)

第10条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

業務範囲図

